

## 仕 様 書 (案)

### 1 件名

埼玉県児童相談所一時保護所第三者評価業務委託

### 2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

### 3 履行場所

(1) 南児童相談所一時保護所 (定員30名)

(2) 所沢児童相談所一時保護所 (定員30名)

### 4 委託内容

#### (1) 目的

埼玉県児童相談所一時保護所において外部評価を実施することにより、一時保護児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 外部評価の概要

##### ア 外部評価の手法

受託者は、別添1の評価項目により実施するものとする。

平成30年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業」に基づき報告されている「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」を踏まえ、評価業務を実施すること。

なお、利用者調査では、幼児(小学生を除く)について場面観察方式を用いること。原則、小学4年生以上については、書面による調査、小学3年生以下については聞き取り調査とする。

ただし、入所児童の特性等を考慮して調査方法を調整することについては差し支えない。

##### イ 評価を実施する機関・評価者

###### (ア) 機関

埼玉県福祉サービス第三者評価機関であること。

###### (イ) 評価者

複数名で一つの履行場所を担当する場合には、各履行場所の担当のうち一人は必ず埼玉県福祉サービス第三者評価者とする。

##### ウ 評価項目

上記ア委託者が提示した評価項目は別添1のとおりとする。

なお、外部評価実施後、一時保護所や利用者の実態に合わない項目については、項目の修正案を提案すること。

##### エ 打合せ

###### (ア) 事前打ち合わせ

受託者は、外部評価の実施体制と当該契約の管理責任者を決定し、契約締結後速やかに名簿を提出し打合せを実施すること。

打合せには、管理責任者及び評価者が必ず参加すること。

ただし、評価者が複数名おり、複数名で一つの履行場所を担当する場合には、そのうち一人は必ず打合せに参加することとし、各所を評価する評価者の中に必ず打合せに参加したものがいるようにすること。

(イ) 職員説明

受託者は、「(ア) 事前打ち合わせ」の後、速やかに各評価実施場所において、児童相談所職員への説明会を開催すること。

オ 身分証の携帯及び呈示

評価調査者は、評価の実施に当たっては、評価機関に所属することを証する書類を絶えず所持し、児童相談所から求められた時はそれを呈示するものとする。

カ 評価結果の報告

調査結果の報告は、結果について、事前に対象児童相談所の理解を得たうえで、各評価実施場所において、児童相談所の職員へ現地調査等の結果や、課題、改善方法及び評価結果について、報告会を開催すること。

また、評価結果の報告に際しては、履行場所ごとに把握した課題等の報告を書面により行うこと。

なお、委託者は必要があれば、適宜受託者に報告の修正、再提出を求めることができるものとする。

キ 自己評価及び利用者調査の対象人数

自己評価は一時保護所を対象とする。

また、利用者調査は調査期間に入所している児童を対象として実施する。

なお、評価期間については、別途協議を行うものとする。

ク 打合せ及び実地での評価については、感染症防止に努めること。

(3) 外部評価の実施に関する事項

ア 委託者は、業務に支障のない限り外部評価の実施に協力し、受託者の求めに応じて、外部評価に必要な情報を提供できる範囲で提供するものとする。ただし、保護児童の個人情報については、理由の有無にかかわらず貸与しないものとする。

イ 受託者は、委託者の提供する入所児童の状態に関する情報を踏まえ、調査を実施すること。

ウ 受託者及び委託者は外部評価の結果を双方で確認し、同意できるよう努めるものとする。

エ 児童相談所一時保護所に関する助言

外部評価の実施において、児童相談所一時保護所の支援の内容や留意点について疑義が生じた場合は、委託者に対して助言を求めること。

5 納品物

別添2「納品物一覧」のとおりとする。

## 6 守秘義務

業務を遂行する上で、これに携わる担当者を管理監督するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。

## 7 費用負担

本契約の履行に必要な経費は全て、本契約の契約金額に含めるが、受託者がヒアリング調査において、児童相談所内で昼食を必要とする場合は、各児童相談所にて実費を徴収する。

## 8 委託料の支払い

本件の委託料は、業務完了後に一括払いとする。

## 9 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、委託者と協議しながら作業を進めること。
- (2) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し、決定する。

## 10 評価結果等に関する権利の帰属

本委託による評価結果等一切の成果物は、すべて委託者に帰属する。

## 11 連絡先

埼玉県福祉部こども安全課 児童虐待対策担当 永里、佐藤  
電話 048-830-3335